

京都市告示第 468 号

京都市地域特産物需要拡大センターの指定管理者である公益財団法人きょうと京北ふるさと公社から、京都市地域特産物需要拡大センター条例第4条ただし書きの規定に基づき、臨時の開所時間及び休所日の変更について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和7年1月10日

京都市長 松井 孝治

臨時に開所時間及び休所日を変更する日時

現行	変更後
令和7年1月29日（月） 休所	令和7年1月29日（月） 午前9時から午後5時まで
令和7年1月30日（火） 休所	令和7年1月30日（火） 午前9時から午後2時まで

(産業観光局農林振興室)